令和4年10月12日

一般社団法人全麺協首都圏支部

地方審査員　各位

一般社団法人全麺協

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　首都圏支部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支部長　腰原弘敏

　　令和4年度首都圏支部「地方審査員 審査技術研修会」の開催について（通知）

　日頃、全麺協の事業活動にご支援・ご理解を賜り深く感謝申し上げます。

さて、下記のとおり首都圏支部における令和4年度の標記研修会を開催いたします。

この研修会は、一般社団法人全麺協「そば道段位認定制度規程」第20条に基づき開催されるものです。尚、少し早いご案内ですが令和5年1月15日の開催通知を致します。

全麺協の基幹事業となっている段位認定制度が今後も発展していくためには、段位認定審査の信頼性が不可欠であります。地方審査員の皆様におかれましては、この研修会を通じて審査精度の向上を図られますようご案内申し上げます。

地方審査員は「そば道段位認定制度規程」第16条3項②「地方審査員の任期は、5年間とし、更新を希望する場合はその時点で更新の手続きをしなければならない。」さらに同項④で「前号の更新手続きをする場合は、本規程第20条で定める地方審査員審査技術研修会の研修を5年間で3回以上の受講を修了し、再度、段位認定部における活動状況についての書類審査を受けるものとする。」と規定されておりますのでご留意ください。

尚、今回の研修会は埼玉県農業団体教育センターで下記のとおり開催します。

記

1　日　　　時　　令和5年1月15日（日）13：00～16：30

2　会　　　場　　〒369-1231 埼玉県大里郡寄居町立原70

JA埼玉教育センター（埼玉県農業団体教育センター）

3　定　　　員　　120人（以下の優先順位にて決定いたします）

1. 令和2年度までに地方審査員として任用されている方
2. 令和3年4月4日に支部地方審査員任用講習会終了された方

　　　　　　　　　③先着順

4　受講対象者　　全麺協 地方審査員として任用されている方

5　内容（予定） ③地方審査員としての心構え

　　　　　　　　 ④DVDによる技能審査実施体験と質疑

　　　　 ⑤その他

6　参加申込み　　別紙受講申込書にて令和4年12月16日（金）迄に申込み下さい。

7　参　加　費　　3,000円　＊令和4年12月22日（木）迄に振込願います。

　　　　　　　　振込口座：ゆうちょ銀行　　口座名：土屋照雄（ツチヤテルオ）

　　　　　　　　記号：10140　番号：72508221

　　　　　　　　＊他の銀行から振込される場合

　　　　　　　　振込口座：ゆうちょ銀行　　口座名：土屋照雄（ツチヤテルオ）

　　　　　　　　店名：〇一八　店番：018　普通預金　口座番号：7250822

8　持参する物　　マスク着用、新版そば打ち教本、筆記具

 ・E-mail: zenmen.syutoken@gmail.com

　　　　　　　　・郵送：101-0051　東京都千代田区神保町2-4麺業会館4F

　　　　　　　　　　　 　　　　一般社団法人全麺協首都圏支部　事務局宛

9　その他

1. この研修会は、既に地方審査員として任用されている方が対象であり、新たに地方

　審査員を任用する「地方審査員任用講習会」ではありません。

1. この研修会は、地方審査員が対象です。
2. 首都圏支部以外の支部に所属する地方審査員の方も受講できます。
3. 全麺協単位取得手帳に貼付する単位シール（3単位）を配布します。
4. 本案内は今までは郵送にてお知らせしていましたが、郵送料が万単位でかかるため eメールのある方はメールで送りますので経費節減の協力をお願いいたします。

また、全麺協・本部のホームページの支部の所にも載せますのでそこから申込書をﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできるようにいたしますのでご利用ください。

10　当日の対応について

　　　昼食は用意していません。各自で事前に昼食を取り受講して下さい。

問合せ等は「全麺協首都圏支部」＆「さいたま蕎麦打ち倶楽部北本」が対応致します。

11　事前の問合せ先

　　　　　　　全麺協 首都圏支部　事務局長　土　屋　照　雄

電話：070-1311-8773

E-mail: zenmen.syutoken@gmail.com

（参考）「そば道段位認定制度規程」（抜粋）

第20条　地方審査員審査技術研修会

　　　　段位認定部は、各支部と共同して年度内に１回、地方審査員任用講習会とは別に技術研修会を開催するものとする。この技術研修会は地方審査員として必要な知識と審査技術について研修を行うとともに、技能審査の模擬体験等を実施し地方審査員としての審査技能の向上を図るものとする。

　　　　第16条　各認定審査員の任務及び任期

3　地方審査員

② 地方審査員の任期は5年間とし、再任用を希望する場合は、その時点で更新の手続きをしなければならない。

③ 前2項による任用又は更新手続きをするときは、任用又は更新手数料10,000

円を全麺協本部に納入しなければならない。

④　前号の更新手続きをする場合は、本規程第20条で定める地方審査員審査

技術研修会の研修を5年間で3回以上の受講を修了し、再度段位認定部に

おける活動状況についての書類審査を受けるものとする。

別紙

令和4年度全麺協 首都圏支部

「地方審査員審査技術研修会」受講申込書

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな氏　名 |  |
| 生年月日 | 昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日 | 男・女 |
| 所属団体名 |  |
| 連絡先 | 住所 | 〒 |
| TEL |  |
| TEL（携帯） |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |
| 地方審査員認定番号認定証発行日 |  |
| 昼食 | 各自で事前に昼食を取り受講してください |
| 交　　流　　会 | コロナ感染予防対策厳守の為、飲食を伴う交流会は行いません |
| 宿泊（各自確保） | 令和5年1月14日（土）前泊する方は各自で宿泊先確保願います |
| その他連絡事項 |  |

・E-mail申込 : zenmen.syutoken@gmail.com

・郵送申込：101-0051　東京都千代田区神田神保町2-4麺業会館4F

 一般社団法人 全麺協 首都圏支部 事務局宛

・FAX申込：03-3512-7113 TEL : 070-1311-8773

メールでの申込の場合、着信の返信をしますので、発信後3日経過しても返信がない場合はメールにて問合せしてください。

問合せ先 : 首都圏支部 事務局長 土屋 照雄　070-1311-8773